

2. 計画の基本方針

(1) 4つの基本方針

緑の将来像を実現していくための4つの基本方針を設定します。

1. 地球環境や首都圏の環境を支える緑を守り育てます

さいたま市の緑は、見沼田圃を中心として荒川と元荒川が市街地を東西から挟むように位置しており、都市全体を支える大きな骨格を形成しています。また、鴨川・鴻沼川・綾瀬川などの河川や河川低地が台地に切り込むように位置しており、身近な水辺空間として地域レベルの骨格を形成しています。さらに、荒川や綾瀬川周辺の低地部には水田を中心とした農地が広がっており、荒川や見沼田圃、元荒川に近接する台地上の屋敷林・雑木林・農地がまとまっている区域とともに、市街地を包んでいます。

これらの緑は、首都圏レベルの環境を支えている重要な緑であるため、さいたま市の骨格・基盤となる緑を大切にしていくことは、首都圏、さらには、はるか地球環境の保全にも寄与していくことにつながります。

このように、より広域的な視点を持ちながら、さいたま市全体の緑の骨格を形成し、都市の基盤となる緑を守り強化し、その質の向上に努めます。



2. さいたま市らしい身近な緑を守り、つくり、育てます

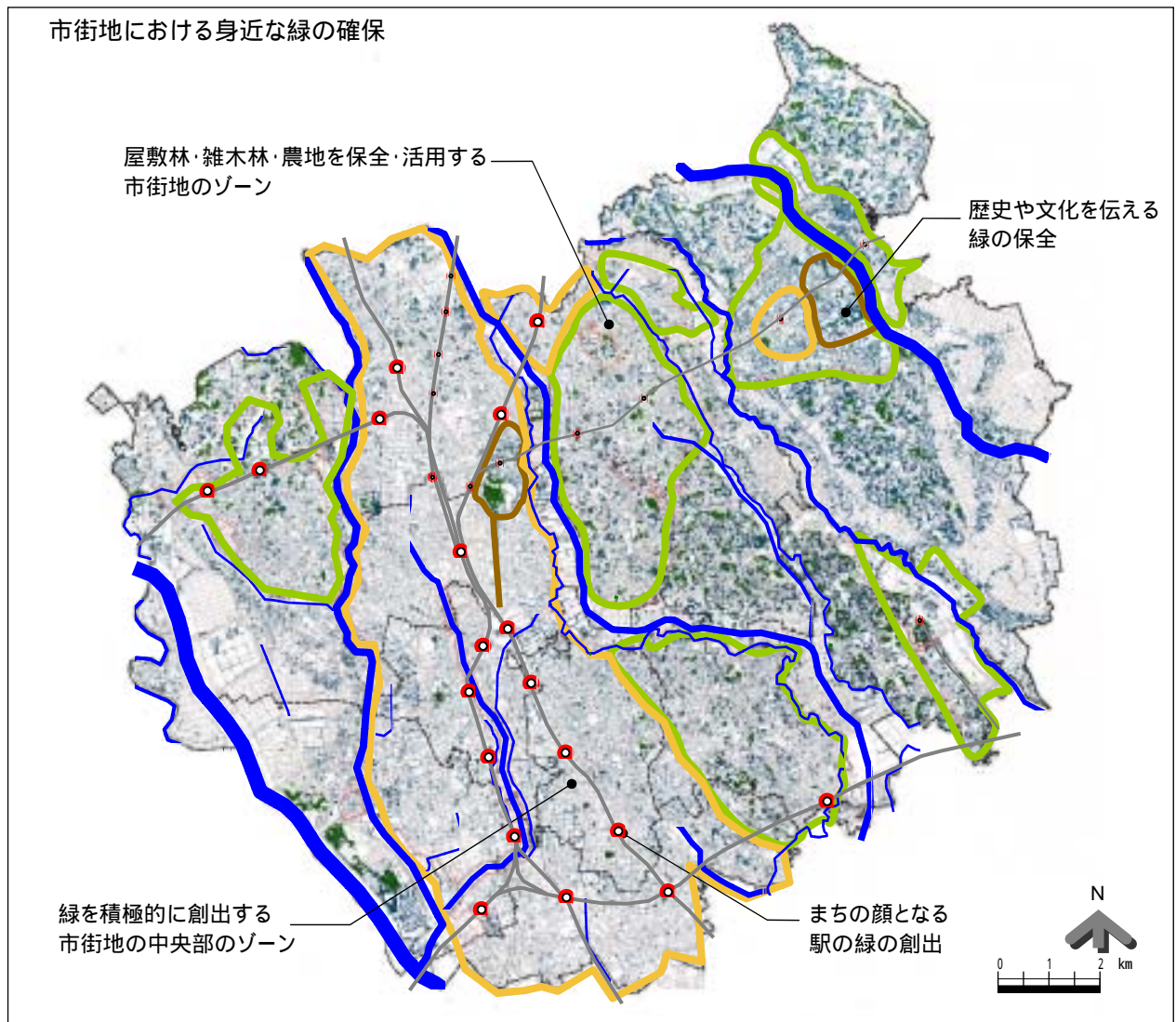
市街地の緑は、雑木林や屋敷林、社寺林、農地、住宅地の緑といった小さいながらも多様な緑が点在していることが特徴です。これらの緑は、暮らしに身近にあって、うるおいや安らぎを与える、さいたま市らしい緑です。

そこで、樹林地や農地が点在するゾーンでは、緑を保全するとともに、緑を活用したまちづくりを推進します。また、緑が少ない中央部の南北にのびるゾーンなどでは、安全な都市づくりを目指し、公園などのオープンスペースの確保とともに、駅前や公共施設・民間施設などにおいて、緑の積極的な創出に努めます。

このように、地域の緑の特性を踏まえながら、今ある緑を保全・活用するとともに、新たな緑の創出に努め、身近な範囲にさまざまな緑があるまちづくりを進めます。



市街地における身近な緑の確保



3. 緑と水と風が息づくネットワークをつくります

緑は連続させることによって、より大きな効果をもたらします。本市では、見沼田圃、荒川、元荒川などの南北に連続した大規模な緑地と河川・水路などが緑の骨格を形成しており、緑のネットワークの中心となっています。しかし、現状ではこの緑の骨格が十分に活かされておらず、東西方向の緑のネットワークが形成されているとはいえない状況です。

そこで、緑の骨格軸を基軸として、台地上のさまざまな緑を保全・活用するとともに、緑が少ない市街地の中にも緑を創出してつなぎ、特に東西方向を強化する緑の帯づくりを進めます。また、道路の緑化や散策路などの整備を行い、大きな緑から身近な緑へとつながるようなネットワークづくりを進めます。

このように、緑と水と風が都市の中に息づき、生き物の生息地・生育地となる緑のつながりが確保され、人が安全で快適に歩くことができる緑の道がある、さまざまなネットワークをつくります。



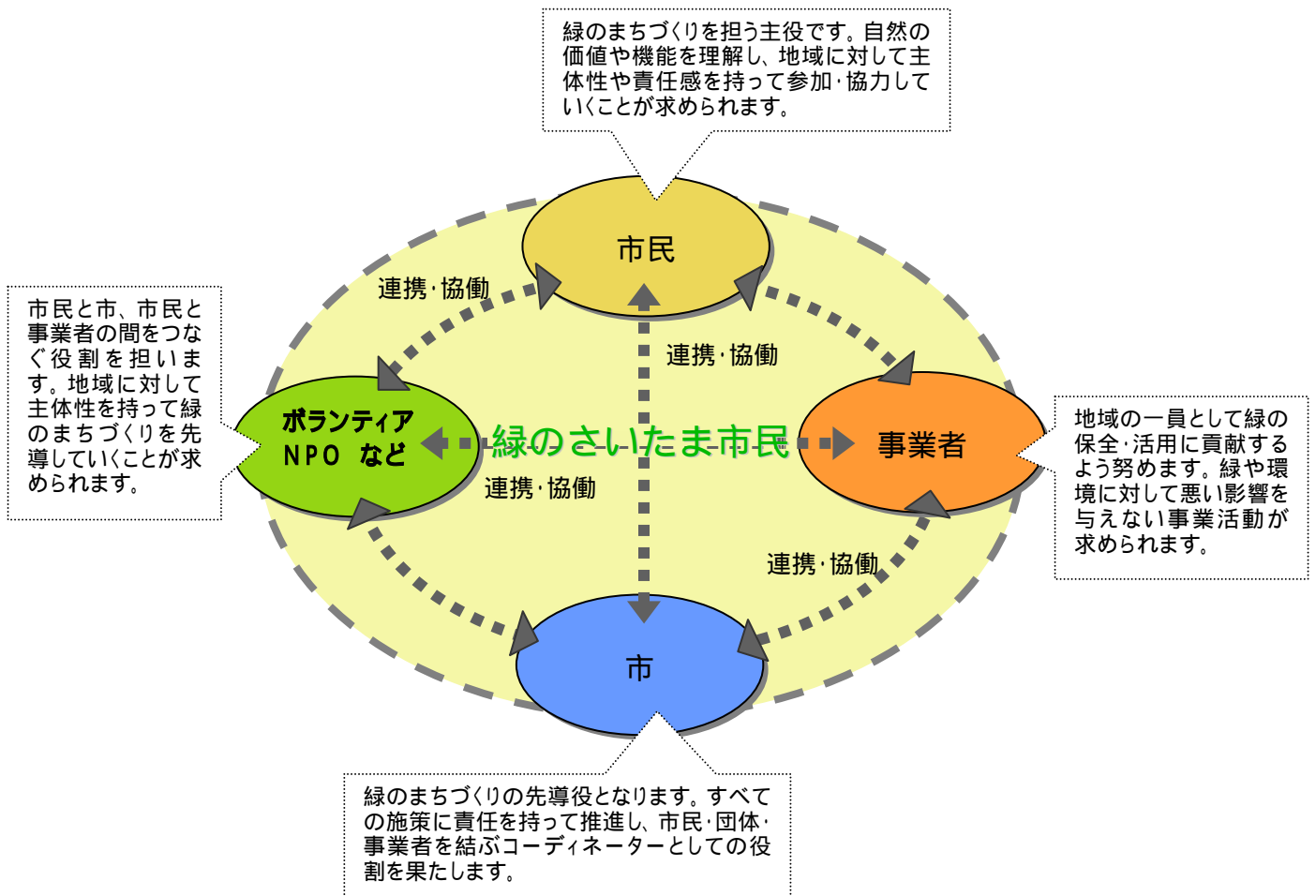
4. 緑のさいたま市民によるパートナーシップを築きます

緑のまちづくりにおいて、行政が担うことができる部分は限られています。そこで、市民、ボランティア・NPOなどの団体、事業者がともに力を合わせて緑のまちづくりを担う主体となり、取り組むことが求められます。このとき、市民・団体・事業者・行政は、それぞれの立場での役割を果たし、同時にお互いが連携・協働しながら取り組んでいくことが重要です。

一方、市民アンケートなどによると、今後のまちづくりにかかわってほしいという市民の意向は高く、また緑に対するニーズも多様化しています。市民にとって愛着のある緑を守り育てていくためには、市民がみずから行動することが重要です。このとき、行政はそのための場や情報を提供し、市民が緑と接する機会を増やしていく役割が求められています。

このように、緑の担い手となる市民、ボランティア・NPOなどの団体、事業者などを、ともに緑のまちづくりを支える「緑のさいたま市民」としてとらえ、お互いの連携と協働とそのための仕組みづくりに努め、パートナーシップによる緑のまちづくりを進めます。

緑のさいたま市民の概念とそれぞれの役割

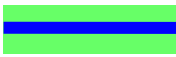


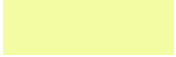
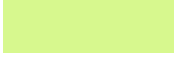













用語解説

パートナーシップ
(P175)
NPO
(P172)

(2) 緑の配置方針

緑の将来像と基本方針を踏まえ、緑の機能が十分に発揮できるように、次のような緑の配置を位置づけます。

配置する緑	
緑のシンボル 広域的な都市の環境の改善や生き物の生息地、自然とのふれあい、防災など、多くの機能を持つ骨格的な緑で、さいたま市を象徴する緑を位置づけます。	 見沼田圃シンボル軸 荒川シンボル軸 元荒川シンボル軸
	 緑のシンボル核
緑の骨格軸 地域の骨格をなしている河川・水路と周辺の緑を位置づけます。	
市街地を包む緑 低地部にあって都市を包むように位置している広がりのある緑と、樹林地、農地などがまとまっており、武蔵野の面影を残す緑を位置づけます。	 低地部の広がりのある農地
	 武蔵野の面影を継承する緑
緑の核 市民のさまざまな利用や活動の拠点となる公園緑地を主体とした緑のオープンスペースを位置づけます。	 都市の緑の核
緑のまちなみ形成ゾーン 緑の特性や土地利用の方向、課題などを踏まえ、保全・活用・創出するゾーンの緑を位置づけます。	 緑の保全・育成ゾーン
	 緑の保全・活用ゾーン
	 緑の創出ゾーン
緑の都心・副都心 都市の顔となる地区の緑を位置づけます。	
歴史・文化の緑 歴史・文化資源と一体となった緑を位置づけます。	
花と緑の駅 駅と駅周辺の花や緑を位置づけます。	
緑の帯 緑の骨格軸を東西に結ぶように連なる一帯の緑を位置づけます。	
緑の道 歩行者が安全で快適に歩くことができる緑の道などを位置づけます。	 緑の道軸
	 緑の散歩道
	 緩衝帯

